

独立行政法人国際協力機構 平成 26 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成 26 年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減（MDGs 達成への貢献）

2015 年の MDGs 目標年次に向けて、進捗に遅れがみられる国・地域、分野にも配慮しつつ、支援を実施する。

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、インフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

(ハ) 地球規模課題への対応

環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。

(ニ) 平和の構築

紛争の予防及び再発防止並びに平和の定着を図る観点から、ハードとソフトを効果的に組み合わせた、緊急人道支援から復興支援まで継ぎ目のない支援を行う。支援に当たっては、中長期的な開発に向けた貧困削減や持続的成長にも配慮する。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 日本政府とも情報共有しつつ、国別分析ペーパーによる国・地域別の分析と、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパーの活用に基づく協力プログラムの充実を図り、援助の戦略性及び予測性を高める。
- ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。

- ③ 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を重視し、開発途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。
- ④ 南南協力の意義と有効性を考慮して三角協力を戦略的に実施する。また、援助効果のさらなる発現や我が国のプレゼンス確保、第三国との適切なコストシェアリング等の優良事例を抽出し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 開発途上国の開発の現状や課題を分析し効果的な協力の方向性を導出するために、累計で 49 カ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。
- ② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握する。また、課題解決のための方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定並びに活用を推進し、課題対応能力を強化する。
- ③ ナレッジマネジメントネットワークの推進を通じて、ナレッジの蓄積・活用体制を強化し、内外との共有・発信機能を強化する。
- ④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地 ODA タスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性・予見性向上に貢献する。さらに本邦企業や NGO 等も含めた拡大タスクフォースメンバーにも積極的に情報を共有する。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

- ① 国際援助潮流の形成や各国・地域の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画し、機構の経験やアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有する。特に、2015 年までの達成を企図して作成されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継たるポスト 2015 開発アジェンダに関する議論への貢献を強化する。
- ② 新興ドナーとの対話を促進し、共通関心事項について発信するなど、戦略的なパートナーシップを強化するとともに、三角協力を推進する。
- ③ 国・地域やセクターに関する事業戦略を他ドナーと共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等、他機関との連携を推進する。

(ハ) 研究

機構が蓄積した知見の体系化・活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へ

のフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの充実等を通じて発信を強化する。特に国際協力 60 周年、ポスト 2015 開発アジェンダに関する取組に力を入れる。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。

(3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施

- ① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議、中小企業海外展開支援会議等の政府の会議等に必要な情報を提供する。
- ② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組のための態勢を強化するとともに、円借款、海外投融資、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。
- ③ 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組のための態勢を強化するとともに、中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業を実施する。

(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携

- ① NGO 等との連携強化を図るべく、引き続き NGO と機構間の連携協議会を開催する。
- ② JICA 基金の適切な運用を図るべく、NGO メンバーも含む JICA 基金運営委員会を開催する。
- ③ 民間連携に関するニーズの把握、事業から得られる教訓の整理、民間連携に関する情報の外部への発信を行う。
- ④ 中小企業を含む民間企業及び企業団体等との連携強化に向けた取組を行う。また民間連携事業の開発パートナーの拡大を促進する。
- ⑤ 民間連携ボランティア事業等、企業のグローバル展開に必要な人材の育成・確保に資する取組を進める。
- ⑥ 大学との連携講座及び大学-JICA 連携会議の拡充等を図るとともに、人材育成にかかる技術協力(アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)、ABE イニシアティブ等)、地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 等の事業を通じて教育機関等との連携促進を図る。
- ⑦ 国内拠点を中心として、地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努め、連携強化を促進する。また、地域活性化特別枠事業を実施するとともに、各種事業を通じ、自治体との連携を促進する。

(4) 国民の理解と参加の促進

(イ) ボランティア

- ① 開発課題を踏まえ、国別ボランティア派遣計画の更なる活用を図るとともに、グループ型派遣のモニタリング結果を事業にフィードバックする。また、シニア海外ボランティアを中心に、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。さらに、スポーツ・フォー・トゥモローにも貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣増に取り組む。
- ② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるため、ボランティア事業に関連した国際会議への参加を通じた発信や他ドナー、国際機関等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。また、2015年に東京で開催予定の国際ボランティア会議の準備を進める。
- ③ ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの見直しを行う。また、ウェブサイト以外の媒体を利用した活動報告も推進する。
- ④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組む。
- ⑤ 国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、民間連携ボランティアの派遣を拡充するとともに、地方自治体及び大学との連携によるボランティア派遣を促進する。
- ⑥ より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充やソーシャルメディアの活用等を通じた募集広報を行う。選考の効率化に向けて、平成 25 年度に本格的に開始したシニア海外ボランティア及び青年海外協力隊の二次選考（面接）の一部地方実施について、モニタリングを行う。
- ⑦ 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善について、平成 25 年度に導入したプログラムの適切なモニタリングを行う。
- ⑧ 帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け事業説明会の開催（年 4 回）や帰国後訓練等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。
- ⑨ グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元に向けては、帰国隊員の社会還元活動の優良事例を収集し、広く発信する。

(ロ) 市民参加協力

- ① NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情報をウェブサイトにて更新する。
- ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。

- ③ NGO と機構間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、協議内容から抽出された必要な取組を進める。特に、事務手続きの改善効果をモニタリングするとともに、草の根技術協力事業(地域提案型)の制度の見直しを行う。
- ④ 地球ひろば(市ヶ谷・名古屋)を通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。特に市ヶ谷に関しては、体験ゾーンスペースの拡充を行い、より効果的な展示を市民の方々に提供する。また、NGO、中小企業も含めた民間企業、市民等とのソーシャルメディアなども活用した情報発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。以上の取組を通じて、情報発信件数を平成 25 年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査(市ヶ谷)を実施し、5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を 7 割以上とすることを目指す。
- ⑤ 国内拠点を中心とした NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。
- ⑥ 開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実も図り、アクセス数 100,000 件以上を目指す。また、国内拠点を中心に実施している、開発教育に関する研修の実施実績人数 9,000 人以上を目指す。
- ⑦ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。

(ハ) 開発人材の育成(人材の養成及び確保)

- ① 人材・団体向けサービスの拡充や利用層の発掘により、「PARTNER」の新規登録人材・団体の獲得を進め、「PARTNER」の一層の活用促進に取り組む。具体的には、新規人材登録者数：1,500 名、新規登録団体数：85 団体、情報提供件数：前年比 200 件増、キャリア相談(対面)人数：200 名を目指して取り組む。あわせて「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。
- ② 能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270 名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。
- ③ 国際協力を携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生及び社会人向け公募型インターンを実施する。なお、30 名程度の受け入れに取り組む。

(二) 広報

(i) ODA の現場を伝える広報

機構の広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広

く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。

その際、開発途上国における理解促進のための現地広報、及び日本国内の地方における理解促進のための地方広報を重視する。特に国際協力 60 周年及びポスト 2015 開発アジェンダに関する国内外の理解促進のための広報に力を注ぐ。

また、引き続き国際協力に関するアンケート調査を実施し、同結果を広報戦略に反映する。

(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）

「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件をウェブサイト上に掲載する。また、平成 26 年度は新たに技術協力において過去に事後評価を実施した完了案件についても対象として掲載する。

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。課題別研修については、研修の企画・計画業務を国内機関から課題 5 部に本格的に移管する。また、課題 5 部と国内機関で協働し、協力プログラム及び重要政策に基づいた課題別研修の形成を促進する。

(ii) 有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成 26 年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以下である案件の割合を増やすための取組等を推進する。
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ④ 海外投融資については、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施の教訓を反映した業務実施体制並びにリスク審査・管理体制等の整備・強化に努め、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進する。

(iii) 無償資金協力

- ① 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた、案件形成及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

(ロ) 災害援助等協力

- ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。
- ② 医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の具体的な整備を行う。また、医療情報分析及び発信を効率化・迅速化するために、電子カルテの導入に向けた準備を行う。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの再認定を受ける準備を行い、同プロセスを通じて派遣体制及び各研修・訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。
- ③ 平時には捜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援策を検討する。

(ハ) 海外移住

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ③ 引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住

資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を 30,000 人以上、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数を 5,000 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を 113,182 以上とすることを旨とする。

(6) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。
- ② 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し準備を行う。
- ③ 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

(ロ) 男女共同参画

- ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行うとともに、各部のジェンダー主流化に向けた取組実績を外部に公開する。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。
- ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、女性の能力開花と活躍に資する優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。

(ハ) 事業評価

- ① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得る。また、得られた教訓を事業に反映できるよう、活用プロセスの改善に取り組む。事業評価の質の向上については、開発課題別に標準的指標と代表的教訓を整理した参考資料を活用し、評価に携わる外部人材等の能力強化を行うとともに評価結果の定性分析を行う。
- ② 事業評価年次報告書を分かりやすい形で作成・公開し、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書等のウェブサイトへの掲載を促し、事業評価結果の検索システム機能を充実させる。事業評価結果の公表に加え、各種評価情報を積極的に外部に発信していく。
- ③ プログラム単位の協力事業の事前評価段階での成果指標の設定及び教訓の活用を促進する。また、インパクト評価の実施により、事業効果のより正確な測定に努める。また、その結果を、内外への発信や事業の改善に活用する。

(ニ) 安全対策の強化

- ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、

派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。

- ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。これまでに取り組んできた執務参考マニュアルの機構内での周知徹底、実施状況調査等によるコントラクターへの助言、事故再発防止の取組等を行うとともに、新たな取組として建設工事の安全管理ガイドラインの運用検討等を行う。

(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施

独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、他法人海外事務所との共用化・近接化について、政府方針等の趣旨に従い、適切に対応する。
- ③ 現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。また、事務所運営について、現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するための枠組みを導入し、機能させる。
- ④ 旧広尾センター閉鎖後の本部及び国内機関の新たな体制に基づく業務を滞りなく実施する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、両センターの役割と機能の検討を進める。その際、地元自治体等関係機関等との連携のあり方も考慮する。
- ⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について平成 25 年度実績を上回ることを目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。
- ② コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、契約管理及び実績評価の改善、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリング・制度改善に継続的に取り組む。また、公示予定案件の公表件数を拡大し、企業等が応募しやすい環境を整える。
- ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象案件を増加させる。
- ⑤ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続する。また、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑥ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ① 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。
- ② 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。
- ③ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ④ 「JICAにおける内部統制」で示した枠組みの下、理事会における定期的な審議及びリスク管理に関連する各種委員会の定期的な開催により内部統制環境の強化・充実を図るとともに、その内容について各部署にフィードバックし、内部統制に対する意識向上を図る。また、各部署においては、部署別年間業務計画を通じた内部統制環境の維持、改善を図る。こうした一連の取組を通じて、リスクを適切に認識・共有し、かつ重要な情報が迅速に経営層に共有される態勢を構築し、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。また、海外拠点における内部統制の更なる充実を図るものとする。

- ⑤ 引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。
- ⑥ 情報セキュリティ管理に関し、外部監査を実施し、これまでの取組結果の確認を行うとともに、更なる改善に向けてPDCAサイクルを運営する。
- ⑦ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑧ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善提案及びその対応の具体例について半期毎に公表する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① コンサルタント等契約における応募、選定及び契約管理手続きの合理化、精算手続きの簡素化を図る。また、改訂した制度・手続きの実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。
- ② 一般契約において、仕様書記載事項の整理及び選定に係る書式・雛型を整備し、事務手続きの合理化・簡素化を図る。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部において一括調達を実施することにより、事務効率化及び経費節減を促進する。
- ③ 民間連携事業における調達手続きを整理し、合理化を図る。
- ④ 輸出管理を含む機材調達事務の合理化を進めるとともに、説明会を開催し機構内外に周知・徹底を図る。
- ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。
- ⑥ 専門家等派遣手続きについては、平成 25 年度に整理した住居手当認定・支給に係る事務の効率化、外国旅行制度の簡素化等について、順次運用を開始する。
- ⑦ 課題別研修については、平成 25 年度に見直した評価制度及び研修実施手続きに基づいて、実施する。また、新たな改善策の検討を進める。
- ⑧ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、関係者への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管

理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、平成 25 年度比 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

（ロ）給与水準の適正化等

ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在勤手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

（ハ）保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方を継続的に検討する。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

- ① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。
- ② 平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定 620 億円

有償資金協力勘定 2,200 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎 27 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成 26 年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅につ

いては、処分の準備を進める。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。
- ② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制の更なる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。
- ③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を拡充すべく見直しを図る。あわせて、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図るとともに、コアスキル研修を整備する。
- ④ 在外勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

- ① 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第31条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。
- ② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
収入	運営費交付金収入	150,274
	施設整備費補助金等収入	0
	事業収入	340
	受託収入	990
	寄附金収入	9
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0
	計	151,614
支出	一般管理費	10,570
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,570
	業務経費	140,045
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	139,165
	受託経費	990
	寄附金事業費	9
	施設整備費	0
	計	151,614

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[人件費の見積り]

期間中、13,032百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

収支計画

別表 2

平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		151,881
	経常費用	151,881
	一般管理費	10,457
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,457
	業務経費	140,045
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	139,165
	受託経費	990
	寄附金事業費	9
	減価償却費	380
	財務費用	0
	臨時損失	0
収益の部		151,881
	経常収益	151,833
	運営費交付金収益	150,161
	事業収入	293
	受託収入	990
	寄附金収入	9
	資産見返運営費交付金戻入	356
	資産見返補助金等戻入	24
	財務収益	48
	受取利息	48
	臨時収益	0
	純利益（▲純損失）	0
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
	目的積立金取崩額	0
	総利益（▲総損失）	0

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
資金支出		169,249
	業務活動による支出	151,500
	一般管理費	10,457
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,457
	業務経費	140,045
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	139,165
	受託経費	990
	寄附金事業費	9
	投資活動による支出	113
	固定資産の取得による支出	113
	財務活動による支出	320
	不要財産に係る国庫納付による支出	320
	国庫納付金による支払額	0
	翌年度への繰越金	17,316
資金収入		169,249
	業務活動による収入	151,614
	運営費交付金による収入	150,274
	事業収入	340
	受託収入	990
	寄附金収入	9
	投資活動による収入	924
	施設整備費補助金による収入	0
	固定資産の売却による収入	330
	貸付金の回収による収入	594
	財務活動による収入	0
	前年度からの繰越金	16,712

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。